

「衛生推進者」養成講習

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

【労働安全衛生法第12条の2】

主催：（一社）三田労働基準協会・渋谷労働基準協会

（一社）大田労働基準協会（幹事）・（一社）品川労働基準協会

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 平成25年6月6日（木） 10:00～16:40（開場9:45）
- 会場 大田区蒲田5-40-1 法人ビル4階（一社）大田労働基準協会入居ビル（裏面案内図参照）
- 研修科目 法令に定める全科目
- 修了証の交付 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。
修了証は（一社）大田労働基準協会〔東京労働局長登録第5号〕から発行されます。
- 講師 労働衛生コンサルタント 村木 宏吉氏
- 定員 30名（先着順）
（企業等で25人以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 受講料 7,000円 テキスト代 945円〔中災防発行〕（どちらも消費税込み）
（ただし、上記4協会の労働基準協会会員は7,000円（協会テキスト代（945円）を助成します））
- 申込方法等
 - 受講申込：裏面申込書により、三田労働基準協会あてFax（03-3451-7692）して下さい。
 - 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あてFax返信します（申込書に必ずFax番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から5月30日まで2週間ない場合は5月30日（木）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取消させていただくことがあります。

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会・住所：港区芝4-4-5（Tel.03-3451-0901）	

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例0606 マルマルカイシャ等）
 - 受講の取消：5月30日（木）までの取消は受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
 - 受講者は、研修当日受講票と、修了証受領のための認印をご持参下さい。
- 問合せ先 （一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

《注》1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は10人～49人）

	業種
衛生推進者	下記以外の全ての業種
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業

2 「衛生推進者」の選任基準： ①大学・高専卒業後1年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後3年以上の衛生の実務経験者、③5年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。